

グループホーム楓
指定認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
重要事項説明書

(1) 事業者名

事業者名称	(株)グレースホーム
代表者氏名	代表取締役 北川 佳昭
本社所在地	岐阜県岐阜市栗野西6丁目117-2 TEL 058-214-7677 FAX 058-214-7677
法人設立年月日	平成23年12月1日

(2) 事業所の所在地等

事業所名称	グループホーム楓
介護保険指定事業所番号	2190103768
事業所所在地	岐阜県岐阜市栗野西6丁目117-2

(3) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある認知症高齢者に対し、共同生活住居において、家庭的で温もりのある環境のもと、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者一人ひとりの有する能力を活かし、自立した生活を送れるよう支援することを目的とします。
運営の方針	利用者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の方の立場に立ったサービスを提供し、一人ひとりの趣味や嗜好を考慮し、日常生活の中に取り入れ、やりがいや生きがいをみだし、認知症の進行の緩和に取り組み、楽しく安心した生活を提供いたします。

(4)事業所の施設概要

建築	軽量鉄骨平屋、木造平屋	267.49 m ²
敷地面積	561.01 m ²	
開設年月日	令和2年4月1日	
ユニット数	1ユニット	

<主な設備等>

居室	個室 9室 電動ベッド テレビアンテナ線
食堂	1箇所
台所	1箇所
居間 (共同生活室)	1箇所
トイレ	車椅子対応型共用トイレ2箇所 客室トイレ 1箇所 職員用トイレ 1箇所
浴室	一般個浴
ウッドデッキ	1箇所
事務室	2箇所

(5)サービス提供時間、利用定員

サービス提供時間	24時間 365日
日中時間帯	7時～18時
利用定員内訳	9名 1ユニット9名

(6)事業所の職員体制

管理者	北川佳昭
-----	------

職種	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤 1名
計画作成担当者	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	非常勤 1名
介護従業者	1 利用者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	9名 常勤 3名 非常勤 6名

提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成		<ol style="list-style-type: none"> 1 サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 3 (介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。 4 計画作成後においても、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食 事		<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。 2 摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。朝食 8:00～昼食 12:00～夕食 17:30～おやつ 10:00と 15:00 3 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。 4 食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとることを支援します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	<ol style="list-style-type: none"> 1 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 2 嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	1 1週間に 2 回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。
	離床・着替え・整容等	<ol style="list-style-type: none"> 1 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。 2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。 3 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 4 シーツ交換は、定期的に週 2 回行い、汚れた場合は随時交換します。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
健康管理		医師による月2回の診察日を設け、毎日バイタルチェックを行い利用者の健康管理に努めます。

若年性認知症利用者 受入サービス	若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者ごとに担当者を定め、その者を中心にその利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。
面 会	面会時間 9:00～17:00 発熱や咳等の症状がある場合、感染防止の為面会を禁止とさせていただきます。インフルエンザ ノロウィルス流行期はマスクを必ず着用し入室するようお願いいたします。
外 出 外 泊	外出や外泊の際は、行き先、帰宅時間、帰宅日時、食事の有無を前日までに職員に届け出てください。外出時は利用者の安全に十分配慮していただくようお願いいたします。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 2 良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、行事等を共同で行うよう努めます。 3 利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。 4 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。 5 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。

(2) 介護保険給付サービス利用料

《認知症対応型共同生活介護費》・共同生活住居数1

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
I	要介護1	764	7,815円	782円	1,564円	2,346円
	要介護2	800	8,185円	819円	1,638円	2,457円
	要介護3	823	8,421円	842円	1,684円	2,526円
	要介護4	840	8,596円	860円	1,720円	2,580円
	要介護5	858	8,771円	877円	1,754円	2,631円

(1) 加算料金上記の基本部分に以下の料金が加算されます

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
初期加算	30	308円	31円	62円	93円	1日につき
若年性認知症利用者受入加算	120	1,232円	123円	246円	369円	1日につき
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 45/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種加算 減算を加えた総単位数 (所定単位数)
看取り介護加算★	144	1,479円	148円	296円	444円	死亡日以前4日以上日以下
	680	6,984円	698円	1,396円	2,094円	死亡日の前日及び前々日
	1,280	13,146円	1,315円	2,630円	3,945円	死亡日

- ※ **初期加算**は、当事業所に入居した日から 30 日以内の期間について算定します。
- ※ **若年性認知症利用者受入加算**は、若年性認知症(40 歳から 64 歳まで)の利用者を対象に指
- ※ (介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。
- ※ **介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算**は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ **医療連携体制加算**は、当事業所の従業者若しくは病院や訪問看護ステーション等との連携により看護師を配置し、24 時間の連絡体制や利用者が重度化した場合の指針を定めるなどにより、利用者の日常的な健康管理や医療ニーズに対して適切な対応が取れる体制を整備している場合に算定します。
- ※ **看取り介護加算**は、看取りに関する指針を定め、利用者又は家族の同意のもと、医師、看護師等多職種共同にて介護に係る計画を作成し、計画に基づき利用者がその人らしく生き、その人らしい最後を迎えられるように支援した場合に算定します。
- ※ **地域区分別の単価(6 級地 10.27円)**を含んでいます。

4その他の費用について

以下の金額は利用者の負担になります。

① 家賃	月額 45,000 円
② 食費	朝食 440 円/ 昼食 550 円/ 夕食 550 円/おやつ 220 円 2 回分 月額 54,560 円(税込) 31 日
③ 水道光熱費	月額 24,552 円(税込) 31 日
④ 施設管理費	月額 11,000 円(税込)
上記合計	135,112 円
⑤ 敷金	入居時 100,000 円 利用者の故意・過失・善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による消耗・毀損があった場合には、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退居時に残額を返還します。また、未払い家賃がある場合は、敷金から差し引いて、退居時に残額を返還します。
⑥ 実費	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの ・リハビリパンツ おむつ 尿もれパット 手袋 濡れタオル等 ・理美容代 (3, 000円) ・医療費 薬代

4 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

<p>① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 5 日までに利用者家族様あてにお届け(郵送)します。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、毎月 10 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (ウ)現金支払い イ 支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡します。必ず保管されますようお願いいたします。</p>

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5入退居に当たっての留意事項

- (1) 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護(要支援者)であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。
 - 1認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - 2認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - 3認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
 - 4他の利用者や職員に対し生命や身体に危険を及ぼすような行為がある者
- (2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
- (3) 入居申込者が 1 ヶ月以上の入院治療を要する場合、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- (4) 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。
- (5) 利用者の健康管理、安全には十分配慮致しますが、病気並びに、居室内での、転倒及び不慮の事故が、起きた場合、当施設では責任を負いかねます。

6 衛生管理等

感染症対策マニュアル

ノロウイルス・インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、従業者に周知徹底しています。

① 他関係機関との連携について

事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

7 緊急時の対応方法について

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関】	医療機関名 医療法人社団 登豊会近石病院 所在地 〒502-0901 岐阜市光町2丁目46番地 電話番号 058-232-2111 診療科 総合病院 訪問診療
【協力医療機関】	医療機関名 三好内科 所在地 〒500-8227 岐阜市北一色9丁目 電話番号 058-246-1577 診療科 内科/循環器内科 訪問診療
【協力医療機関】	医療機関名 医療法人大栄会柳津デンタルクリニック 所在地 〒501-6104 岐阜市柳津本郷4丁目1番1号イオン柳津 電話番号 058-260-3121 診療科 訪問歯科診療
【協力医療機関】	医療機関名 訪問看護ステーションひかり 所在地 〒502-0901 岐阜市光町2丁目46番地 (近石病院外来棟2階) 電話番号 058-296-3519 診療科 訪問看護

かかりつけ病院

【主治医】	医療機関名 氏名 電話番号
-------	---------------------

*当施設協力医療機関ご利用の場合は、往診対応いたしますが、その他の病院などへの通院は原則としてご家族様に対応していただくようお願いいたします。

家族様の都合がつかない場合当施設にて通院付き添いを致します

1回につき5,000円通院付き添い代として徴収致します。(付き添い職員1名の場合)

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、岐阜市役所、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。岐阜市役所介護保険課に事故発生連絡を入れ事故発生報告書を作成し提出致します。また、利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

岐阜市役所介護保険課	所在地〒500-8701 岐阜市司町 40 番1 電話番号 058-214-2093(支援係) 受付時間 9:00~17:00(土日祝は休み)
------------	---

緊急連絡先

	氏 名 (続柄)	電話番号
ご家族	①	携帯 自宅
	②	携帯 自宅

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	日新火災海上保険株式会社
	保 険 名	ビジサポ(総合賠償責任)

9 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)・氏名:(北川佳昭)

- ② 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期:(毎年2回 4月 10月)

- ④ 防災設備 消火器 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 火災報知設備(消防機関通報)
誘導灯 ガス漏れ警報器 防災用品(非常食 保存水 簡易トイレ)

10 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す事業者の窓口のとおり)

イ 利用者、家族からの苦情を受けた場合、直ちに会議を開き、内容等を記録するよう努めます。

(2) 苦情申立の窓口

事業者の窓口	所在地〒502-0006 岐阜市栗野西6丁目117-2 電話番号 058-214-7677 担当 小林 真弓 受付時間 9:00~18:00
岐阜市役所介護保険課	所在地〒500-8701 岐阜市司町40番地1 電話番号 058-214-2093(支援係) 受付時間 9:00~17:00(土日祝は休み)
岐阜県国民健康保険団体連合会	所在地 〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内 電話番号 058-275-9826(介護保険課) 受付時間 9:00~17:00(土日祝は休み)

11 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	有
【実施した直近の年月日】	令和5年3月13日
【第三者評価機関名】	特定非営利活動法人 旅人とたいようの会
【評価結果の開示状況】	有

12 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、WAMNET において公開しています。

外部評価の結果も閲覧できます。

13 看取りについて

当施設では、重度化した際、本人、ご家族の思いを尊重し、主治医、看護師、職員、家族様と、連携しながら、住み慣れた場所で穏やかな最期を迎えられるよう支援いたします。

14 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生</p> <p>② 労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスを</p> <p>③ 遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。事業者及び事業者の使用する者(以下「従業員」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p>
--------------------------	--

	<p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。</p>
--	--

②	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>
---	--

15 身体拘束について

事業者は、原則としていかなる場合においても利用者に対して身体拘束を行いません。

16 地域との連携について

運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、(介護予防)認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、この項において「運営推進会議」と言います。)を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。

運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します

17 サービス提供の記録

① 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。

② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求するこ

とができます。

- ③ 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

事業者	所在地	岐阜市栗野6丁目117-2
	法人名	(株)グレースホーム
	代表者名	北川 佳昭 印
	事業所名	グループホーム楓
	説明者氏名	印

利用者	住所	
	氏名	印

ご家族	住所	
	氏名	印